札幌北区社会保障推進協議会

# 草の根

札幌北区社保協ニュース

発　　行　北区社保協事務局
連 絡 先　762-9085
　勤医協北区ぽぷらクリニック気付
発行責任者　戸田輝夫

NO17

2009年11月11日発行

## 公約違反

## 民主党マニュフェスト

後期高齢者医療制度を廃止し、国民皆保険を守る

【政策目的】

○年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める。

○医療保険制度の一元的運用を通じて、国民皆保険制度を守る。

【具体策】

○後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。

○被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。

【所要額】

8500億円程度

## 山井鳩山 「後期高齢者医療制度」を公約どおり廃止してください

「75歳で区別するのは信じられない制度だ」11月9日参院予算委員会で、共産党の小池議員に問われて：ではなぜ先送りなのか

自公政権が続けてきた国民生活破壊の政治に対する怒りが爆発し、54年間続いた自民党政治が終焉しました。

とりわけ、「後期高齢者医療制度」に対する批判が沸騰しました。民主党のマニュフェスト(左)には、「年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める」「後期高齢者医療制度・関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する」と明確に書かれています。

### 舌の根の乾かぬうちに

歴史的な総選挙から2ヶ月半、臨時国会が開催されている今、国民の願いが叶う絶好の機会が訪れたと誰もが感じました。ところがどうでしょう。鳩山首相は、所信表明演説で後期高齢者医療制度について、「高齢者を年齢で差別する制度」だとして、「廃止」を明言しました。しかし、「廃止は4年以内」「老人保険制度に戻すには時間がかかる」とたたみかけました。健康保険の一元化と併せて後期高齢者医療制度を廃止するということなのです。どんな保険制度なのかもわからないものを前提として公約を投げ捨てる態度は許されません。

## 怒り 後期医療制度廃止を求める 緊急街頭宣伝

**とき** 11月21日(土) 午後12時30分～

**ところ** 麻生ダイエー前

**主催** 北区社保協

## 北区長交渉に要望を出そう

毎年、「北区住み良くする会」と北区社保協が行なっている北区長交渉の日程が決まりました。

医療・介護・福祉・国保・生活保護などの要望は北区社保協までお寄せ下さい。

北区長交渉日程 １１月３０日(月)
午前１０時～北区民センターにて

**要望の締め切り**

１１月１９日までに、要望趣旨・要望内容を記入して、メール・ファックス・フラッシュメモリーで送付あるいは持参下さい。

お問合せ 札幌北･石狩健康友の会事務局
(新琴似10-2 勤医協ぽぷらクリニック内)
℡ ７６２－９０８５ (担当：塚越)
メルアド kita−tiiki@kin-ikyo.or.jp
ファックス ７６２－１８３５

# 介護保険制度の利用の仕方や手続き方法

## どのような人が受けられるの？

介護保険のサービスを受けられる方は、第一号被保険者と第二号被保険者です。

●第一号保険者（65才以上の方）

介護保険のサービスを利用できる方は、介護認定申請の結果、原因を問わずに要介護状態（介護一～五）、要支援一、要支援二）と認定されるとサービスが利用できます。

●第二号保険者（40才～65才未満の方で、国民健康保険や職場の健康保険に加入している方）

介護保険のサービスを利用できる方は、次の病気により介護や支援が必要な状態と認定された場合に利用できます。＊16種類の病気

①がん末期 ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

（注）当企画は、北海道社会保障推進協議会「発行の冊子『笑顔で暮らしたい』47号『介護保険制度の10年を検証する』を転載許可を受けて一部抜粋しました。

## どのような状態になったら利用できるの？

介護保険認定申請をおこない「要介護」「要支援」と認定された方がサービスを利用できます。例えば、「寝たきりや認知症などでお風呂に入る事が大変になってきた」「排せつが一人では困難になってきた」「食事が一人では食べられない」など、介護が必要になってきた方です。また、掃除や洗濯、買い物などの家事や身の回りのこと一人ではできなくなったなど、日常生活を送るのに、介護や支援が必要になってきた方も対象となります。

## どんなサービスが利用できるの？

**訪問によるサービス**

訪問介護（ヘルパー）・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導（往診）

**通所や短期入所して受けるサービス**

通所介護（デイサービス）・通所リハビリ（デイケア）・短期入所生活介護（特別養護老人ホームやショートステイ専門の施設でのショートステイ）・短期入所療養介護（老人保健施設等でのショートステイ）

**その他福祉用具**

福祉用具貸与（レンタル）・特殊ベッドや車イスなどの福祉用具の貸与・住宅改修費の支給・福祉用具購入費の支給

詳しいご相談は、勤医協北在宅センターへ
TEL 011（763）8684

## 女性差別の解消すすまぬ日本

国連が政府に改善勧告
民法改正、社会参画、賃金是正など24テーマ

国連の女性差別撤廃委員会は09年8月18日、女性差別撤廃条約の日本の実施状況について総括所見を発表した。

改善勧告は24テーマに及び、前回03年の13テーマからほぼ倍増。条約批准から24年経つのに、女性差別の是正への政府の取り組みが進んでいないことが厳しく指摘された。

とりわけ差別的な法規定の撤廃と、女性の雇用、公的活動を促進するための暫定的な特別措置に関しては、実行を急がせている。条約締約国は原則4年に1回、条約の実施状況の報告が義務づけられているが、この2点については日本政府に2年以内に詳細に報告するよう求めている。

差別的な法規定とは、民法の男女で異なる結婚最低年齢、女性のみに課している離婚後の再婚禁止期間、夫婦同姓の強制と、戸籍、相続権での婚外子差別。いずれも前回03年にも撤廃するよう勧告された。

日本政府が撤廃が進んでいない言い訳に世論調査の結果を用いていることについても、委員会は批判。条約の規定に沿うよう国内法を整備するのは締約国の義務だとして、即時改正を求めている。

日本の女性差別は、賃金格差に如実に現れている。09年の国際労働機関総会の報告書によると、男女の賃金格差は日本の場合33・4％（男性の賃金を100とした場合女性は66・6％）。世界の多くの国は1～2割程度の格差だ。